積算基準を改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。 積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、下記の積算基準を改定し、令和7年10月1日から適用しました。

- 1 水道用機械・電気設備工事積算基準(令和7年10月)
 - ・作業条件による補正率表から区分「夜間等」を削除
 - 配電盤据付け及び単体調整歩掛表の規格内容を一部削除

なお、積算基準は、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課(設備技術管理担当) 直通 (O3) 5320-6356